

工事請負の下請負人に係る社会保険等未加入対策について

本公社では、国土交通省が建設産業の持続的発展に必要な人材の確保等の観点から建設業者の社会保険等（健康保険、厚生年金保険及び雇用保険）未加入対策を進めていることを踏まえ、本公社発注工事の下請負人の社会保険等未加入等への加入建設業者（加入義務のない者は除く。）との一次下請契約を禁止することとしましたのでお知らせします。

1. 対象契約

「工事の請負」の契約のうち、一部を下請けによる施工とするもの

2. 実施内容

- (1) 社会保険等未加入建設業者との一次下請契約を禁止（その旨を契約約款に記載）します。
- (2) (1) に違反した場合は、元請負人に対して契約違反として指名停止措置（2カ月）を行います。

違反が判明した場合であっても、本公社が指定する期間内（原則30日）に当該未加入下請負建設業者が加入手続を行ったことを、本公社が元請負人を通じて確認した場合は、指名停止措置を行いません。

3. 実施時期

平成29年1月以降に公告、指名又は見積依頼を行う工事から実施します。

《社会保険等の加入等に関するお問い合わせ先》

『健康保険』及び『厚生年金保険』・・・所轄の年金事務所

『雇用保険』・・・・・・・・・・・・所轄の公共職業安定所

(担当) 総務課 (経理係) ☎ (052) 523—3942